辻川山公園文字型モニュメント設置工事

要求水準書

令和８年１１月

福崎町地域振興課

１．要求水準書の意義

この要求水準書は、「辻川山公園文字型モニュメント設置工事 公募型プロポーザル」の参加者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。参加者は、以下に明記されている事項（以下「要求水準」という。）を満たした上で提案を行うことができる。また、請負者は、本工事の工事期間にわたって要求水準書を遵守しなければならない。

２．工事内容

文字型モニュメントの設置に係る詳細設計及び設置工事一式

（設計、構造検討・施工一括発注　但し、基礎工事は除く）

３．要求水準

⑴目的物に関する事項

ア　設置箇所

兵庫県神崎郡福崎町西田原　辻川山公園内（別添「位置図」参照）

イ　設置施設

辻川山公園のシンボルとなるような特色のあるアルファベット文字型モニュメント（FUKUSAKI）

モニュメント上に妖怪など辻川山公園らしい装飾を施し、フォトスポットとなるよう工夫すること。

ウ　設計指針

(ｱ)提示するイメージ図から詳細にモニュメント設計を行い魅力的なコンセプトとすること。

(ｲ)独創性や存在感があるモニュメントとすること。

(ｳ)デザインや色合い等について、魅力的な内容とすること。

(ｴ)予期しない行動に対する安全措置を図ること。(構造検討書要)

(ｵ)補修や部材交換のサポート体制がとれる内容のモニュメントを設置すること。

エ　材質及び大きさ等

(ｱ)材質　ステンレス製とする。

(ｲ)大きさ等　台座幅 3,800mm 以上 4,000ｍｍ 以下とすること。

台座を含む１文字の高さは 700mm 以上とすること。

ステンレス文字の厚みは 300mm 以上とすること。

⑵提案上限額

７，０００千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。基礎工事は除く）

４．技術提案を求める範囲

⑴テーマ・デザイン	様式２－１　点数６０点
（２）施工実績	様式２－２　点数１０点
（３）事業費	様式２－３　点数３０点

５．施工条件

(1)履行期限

令和９年３月５日（金）限りとする。

(2)公園中央の出入口より資材等の搬入・搬出を行うものとする。

(3)施工可能時間帯

９時～17 時（発注者が認める場合はこの限りでない。）

(4)受注者は、契約後２週間以内に設置モニュメント等の詳細図面の作成を完了させること。

(5)詳細図面等について監督員の承認を受けた後に材料の手配を行うこと。また、材料の検測を行う場合は、事前に監督員へ連絡してから確認のもと検測の写真を撮影すること。

(6)工事写真作成の際は、工事内容をよく把握し、工程毎に各段階（着手前、完成、施工状況、出来高管理、その他）を整理し、工事過程が容易に把握できるようにすること。

(7)遊具等の製作工場内の品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装厚確認等）・竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。

(8)工事着手後は、作業範囲に工事関係者以外の立入りがないよう進入防止柵等を設置すること。工事中は、公園敷地内外の第三者に対する安全対策を行うこと。